

## 2012年度証券検査基本方針・基本計画のポイント

# 「効率的・効果的で実効性ある検査」に向けた取り組み

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課  
課長補佐 萩藤 博之

2012年4月27日、証券取引等監視委員会（以下、「証券監視委」）は、今年度（同年4月から13年3月）の証券検査の基本的考え方、重点検証事項、検査対象先選定にあたっての考え方を定めた「証券検査基本方針」（以下、「基本方針」）および検査対象業者ごとの具体的な計画件数等を定めた「証券検査基本計画」（以下、「基本計画」）を策定し、公表した。以下では、その概要を解説する（文中意見にわたる部分は、著者の個人的見解である。12年度基本方針および基本計画の全文は、「証券監視委ウェブサイト」（[http://www.fsa.go.jp/sec/news/c\\_2012/2012/20120427-2.htm](http://www.fsa.go.jp/sec/news/c_2012/2012/20120427-2.htm)）を参照願いたい）。

### 投資一任業者の 実態把握を強化

12年度基本方針および基本計画のいちばんのポイントは、昨年度のA I J投資顧問（以下、「A I J」）に対する検査において、同社が長年にわたって虚偽報告を行い、巨額の損失を隠蔽しながら営業を続けていた問題（以下、「A I J問題」）が明

らかになったことをふまえ、投資一任業者に対する取組みとして、①金融庁による一斉調査の結果等をふまえて集中的な検査を実施すること、②年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化するため、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）を開設することとしている点である。

投資一任業者に対する集中的な検査は、金融庁と連携しながら、投資一任業者の実態把握を急ぎ、法令等遵守の徹底を促すのが狙いである。また、これまでも証券監視委の情報受付窓口において外部から情報提供を受け付けてきたところであるが、4月27日付で設置した年金運用ホットラインでは、年金運用の分野に関し、投資一任業者にお

ける疑わしい運用等の端緒情報のほか、年金資産の運用環境に関する情報等を幅広く受け付けるとともに、有用性の高い情報を得る観点から、実名での情報提供を対象としており、とくに詳細な情報提供の場合は、証券監視委の年金運用の専門家が対応することとしている点が特徴である。提供された情報については、検査対象先の選定や検査における検証の着眼点に活用することとしている。

その他のポイントとしては、昨年度の証券検査における指摘事項等をふまえ、①法人関係情報の管理態勢や投資信託等の投資勧誘の状況について重点的に検証していくこと、②監督部局等との連携を一層強化し、金融商品取引業者の財務の健全性について重点的に検証していくこと、③適格機関投資家等特例業務届出者に対して、証券検査および裁判所への禁止命令等の申立てやそのための調査の権限を適切に活用していくこと、④検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為等に対して厳正に対処していくこと等としている点

# 12年度証券検査基本方針・基本計画

である。

## 証券検査基本方針の

### ポイント

#### (1) 基本的考え方

① 検査対象業者の多様化・増加、検証分野の拡張等

証券監視委の検査対象業者数は全体で約8000社の規模となっており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している状況にある。

また、近年、無登録業者による未公開株式およびファンド等の販売・勧誘による被害が拡大している状況をふまえ、金融商品取引法（以下、「金商法」）違反行為を行う無登録業者等に対しては、裁判所への禁止命令等の申立て、および、そのための調査の権限を適切に活用し、10年度以降本格的な対応を行っているところである。

このように検査対象業者が多様化・増加しているなか、検証分野は拡張しており、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、内部管理態勢およびリ

スク管理態勢（以下、「内部管理態勢等」）の適切性の検証にウェイトをおいて連結規制・監督の導入に対応した検査を実施する必要がある。

さらに、既述のとおり、A I J問題は、企業年金の利益を害し、関係する企業およびその従業員等に大きな影響を与えているうえ、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保および投資者保護の観点からきわめて重大な問題であることをふまえ、投資一任業者に対しては集中的な検査を行う必要がある。

適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立てに至った悪質な事例が認められており、証券検査および裁判所への禁止命令等の申立てや、そのための調査の権限を適切に活用する必要がある。適格機関投資家等特例業務届出者については、12年4月に内閣府令および監督指針の一部が改正され、その対応が強化されたところであり、証券監視委としても、とくに証券検査

の権限を活用することで機動的に実態を把握し、問題が認められた者に対しては監督部局からの警告書の発出や公表といった対応も念頭におきつつ取り組んでいく必要がある。

② 検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施

このように検査対象業者が多様化・増加し、検証分野が拡張している状況において、証券監視委の検査体制は充実・強化が図られ、11年度末における証券監視委および財務局等証券取引等監視官部門をあわせた証券検査部門の定員は300人弱となつているものの、依然、検査対象業者数に比較して検査実施業者数は低水準にとどまっているのが実情である。

証券検査は限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的かつ効果的で実効性をもって実施していく必要があるため、これまで、どちらかという個人投資家の保護に重点をおいた検査を実施してきたおり、第一種金融商品取引業者（証券会社）や投資信託の運用業者等に

対しては継続的に検査を実施するよう努めてきたところである。

こうした方向性のもと、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関するさまざまな情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしている。

なお、A I J問題に関し、検査実施時期や情報の収集・活用のある方を含め、さまざまな問題提起が行われていることをふまえ、今後の検査実施の優先度の判断においては、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客（個人投資家、企業年金等）の特性および複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高めることや、金融庁と一層連携しながら情報の収集・分析能力を強化していくことが必要であると考えている。

#### (2) 検査実施方針

### ①検査対象先の特性に応じた重点検査事項

検査対象先の特性に応じた重点検査事項として、業態その他の特性に着目して検査事項を整理している。

金融商品取引業者等については、ゲートキーパーとしての役割を適切に果たしているかについて重点的に検証する必要がある。

法人関係情報の管理等に係る検証として、不正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて重点的に検証する。本年4月に、大手証券会社に対する検査において、法人関係情報に関する管理について不正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況、および法令違反行為を含む不適切な勧誘行為が認められたことをふまえて、営業部署における情報の不適切な利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているかの観点からも検証することとしている。

公正な価格形成を阻害するおそれのある行為に係る検証として、本年2月に財務局等監理の証券会社に対する検査において、上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為が認められたことをふまえて、委託注文のほか、自己注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、さらには、こうした行為の防止策としての売買管理態勢等について検証することとしている。

また、空売り規制については、昨年12月1日に施行された公募増資に係る空売り規制に伴い証券会社に対し新株等の割当て前に規制内容を周知するための書面交付が義務付けられたことをふまえて、その管理態勢についても検証することとしている。

投資勧誘の状況に係る検証として、とくに投資信託の販売や解約については、監督指針や監督方針をふまえて、商品特性やリスク特性等の顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について適切な説明が行われている

か検証するほか、店頭デリバティブ取引等についても、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証することとしている。

投資運用業者等の業務の適切性および法令等遵守に係る検証として、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュール・ディリジェンス機能の実効性等を検証することとしている。

AIJ問題では、同業種の中小企業でつくる総合型の厚生年金基金を中心に企業年金の資金運用を巡る厳しい状況が明らかとなった。投資運用業者については、これまで個人投資家保護の観点から、投資信託委託業や投資法人資産運用業を行っていきる者を優先して検査を行ってきたところであるが、企業年金の資金運用を巡るこうした実態が明らかになったことを受けて、投資一任業者については、その業態や企業年金という顧客の特性等に鑑み、優先して業務の実

態や法令等遵守状況について検証する必要があると考えている。

なお、証券検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める必要があると考えている。

また、財務の健全性等に係る検証については、これまでも証券検査において検証している事項ではあるが、昨年度の証券検査において、顧客分別金信託を不正に流用している状況や、純財産額および自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理の状況ならびに純財産額および自己資本規制比率の状況について重点的に検証することとしている。

### ②効率的・効果的で実効性ある検査に向けた取組み

検査対象先の選定にあたっては、検査対象先の業態、規模、その他の特性を勘案し、その時

# 12年度証券検査基本方針・基本計画

々の市場環境等に応じ、検査実施の優先度を判断することとしている。

また、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、共通の課題のある検査対象先に對して機動的に検査を行うこととしている。

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む）および投資運用業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として継続的に検査を実施し、業務運営の適切性、財務の健全性等の検証を行うこととしている。

信用格付業者についても、原則として継続的に検査を実施し、業務管理態勢の整備状況等の検証を行うこととしている。

ただし、証券監視委の人的資源の制約により、すべての業態について一律に継続的な検査を実施することは困難であること等をふまえ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行うこととしている。

第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商

品仲介業者等については、検査対象業者がきわめて多数に及んでいる状況等をふまえ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用したうえで、検査実施の優先度を判断し、随時検査を実施することとしている。

なお、検査の実施にあたっては、必要に応じて予告検査を実施し、双方向の対話の充実を図ることとしているが、昨年度の証券検査において、検査忌避や、証券監視委の検査関係情報が検査対象先のウェブサイトに公開されるといった検査の実効性を阻害する行為がみられたことをふまえ、このような行為に對しては厳正に対処していくこととしている。

## 証券検査基本計画のポイント

検査対象業者ごとの具体的な計画数は、第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む）、投資運用業者等および信用格付業者については、150社（うち財務局等が行うもの110社）を見込んでいる。150社

のなかには投資一任業者に對する集中的な検査の件数を含んでいる。また、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等については随時実施し、自主規制機関や無登録業者については必要に応じて実施することとしている。

検査の実施にあたっては、証券監視委と財務局等証券取引等監視官部門とが相互に連携し、一体となって取り組む方針である。

\* \* \*

証券監視委は、その有する機能を最大限に發揮して、検査の品質の確保・向上を積極的に図り、基本方針および基本計画に則して証券検査を実施することにより、引き続き、市場の公正性・透明性の確保および投資者保護に努める所存である。

したがって、金融商品取引業者等においては、高い自己規律に立脚し、法令等に則した業務運営を行っていただくことを強くお願いしたい。

（はぎとう ひろゆき）